

第4章

地域包括ケアシステムの 八つの柱の構成

1 地域包括ケアシステムの構成要素

中野区の地域包括ケアシステムは、以下のような八つの構成要素から成り立つと考えています。この構成要素を柱として取り組みを進めていきます。

- 柱1 本人の選択／権利擁護
- 柱2 住まい・住まい方
- 柱3 健康・社会参加・就労
- 柱4 地域の見守り支えあい
- 柱5 介護・生活支援サービス
- 柱6 医療
- 柱7 相談、コーディネート機能及びケアマネジメントの質の向上
- 柱8 認知症対策

高齢者が、一人ひとりの生き生きとした自己実現を図るためには、なにより高齢者本人の生活基盤となる住まいの確保(柱2)と、更なる前提としての本人の尊厳に基づく選択と権利擁護(柱1)が不可欠です。

その「住まい」での生活を支える様々な生活支援があることによって、在宅での豊かな生活が可能になります。八つの要素のうち、柱1と柱2が確保されてこそ、柱3～柱8が有効に機能します。

○自助・互助・共助・公助の考え方

地域包括ケアシステムには、自らのことは自らが行う「自助」、家族や友人、地域住民相互で支えあう「互助」、介護保険制度に代表される社会保険制度で支える「共助」、税金により行政が対応する「公助」で分担しあい、これからの高齢者の生活を支えようという考え方があります。

「健康」を保つことや「社会参加・就労」に取り組むことには自助努力が必要です。(柱3)「地域の見守り支えあい」は町会・自治会、商店街などを中心とした支え・支えられお互いさま(互助)の取り組みです。(柱4)また「介護・生活支援サービス」(柱5)、「医療」(柱6)のサービス(共助)を準備し、これを適切に届けるための「相談、コーディネート機能及びケアマネジメントの質の向上」(柱7)(公助)が必要となります。「認知症対策」(柱8)は自助、互助、共助、公助全体で取り組む高齢者特有の課題です。

○中野区の八つの柱

この八つの柱はこの自助・互助・共助・公助の役割の順番を参考に組み立てていますが、今後、地域包括ケアを子育て世帯、障害者などすべての人に拡大するにあたって、共通する要素を前にし、主に高齢者を対象とした「8認知症対策」については、最後に位置付けます。

中野区は、この八つの柱の要素を区民、関係団体、行政と一緒に考え実現に向けて行動し、ひとりでも多くの区民の方が自分らしく生き生き暮らすことをめざして応援していきます。

2 柱別の全体構成

地域包括ケアの八つの柱ごとの「施策」、「取組みの方向性」は次のとおりです。

今後、障害者や子育て世帯等を含めた地域包括ケアシステムにしていくため、見直しをしていきます。

柱	施策	取組みの方向性
柱1 本人の選択 ／権利擁護	(1) 権利擁護の拡充	①認知症高齢者や障害者への理解促進 ②権利擁護についての理解促進と成年後見制度、権利擁護サービスの拡充 ③単身高齢者の定期的な見守りや入院時の対応、死後の手続きなど、ひとり暮らし高齢者等の生活を支えるための事業の利用促進
	(2) 虐待の防止	① 専門的な介護相談やレスパイトなど家族への支援 ② 虐待防止の意識づくりのための啓発
柱2 住まい・住 まい方	(1) 適切な住まいの確保	①高齢者向け住宅等、状態に合わせた住まいの確保 ②住宅のリフォーム・バリアフリー化の推進、空き家の活用検討 ③経済的に困窮している場合や身元保証が受けられない場合の入居支援
	(2) 在宅生活が困難な場合のケアを行う施設の確保	①特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型施設等の拡充及び質の向上、適切な運営状況の把握
	(3) 誰もが安全で利用しやすい都市基盤・交通環境の整備	①駅周辺道路などのバリアフリー整備 ②地域包括ケア的視点を取り入れたまちづくり ③安全で快適に利用できる交通環境の整備
柱3 健康・社会 参加・就労	(1) 健康づくり、介護予防の推進	①機能低下の早期発見及び適切な介護予防セルフマネジメントの推進のための区民への効果的な情報提供 ②高齢者会館等の身近な健康づくりや介護予防の拠点としての機能充実
	(2) 社会に参加し活躍できる場の充実	①地域での仲間づくりや日常的に運動を行うことのできる場の確保 ②高齢者の就労・起業支援、生きがい就労などの緩やかな就労の促進 ③閉じこもりがちな区民への見守りの充実 ④住民主体による介護予防につながる活動や生活支援活動の立上げを含めた支援等

柱4 地域の見守り 見えあい	(1) 見守り見えあい活動の推進	①町会・自治会等による近隣の見守り活動の定着促進 ②地域で見守り見えあうための総合的な地域資源の開拓・充実 ③ICT等の活用による見守り・見えあいの充実 ④緊急通報への対応のための体制強化 ⑤商店街やコンビニエンスストア、事業者等による見守り活動の充実 ⑥消費者保護
	(2) 災害時要援護者支援の推進	①災害時避難行動要支援者の個別避難支援計画作成の推進 ②緊急時の支援者拡充と災害時の避難支援も含めた見守り・見えあい活動の拡充
柱5 介護・生活 支援サービス	(1) 在宅生活を継続するための介護サービス等の充実	①在宅生活を送るために有効な在宅介護サービスの拡充 ②生活機能向上の視点の強化に向けたリハビリテーション職、柔道整復師等による「活動」「参加」に焦点を当てた取り組みの強化
	(2) 生活支援サービス等の充実	①高齢者本人の日常生活に必要な生活支援サービスの確保（買い物、調理、洗濯、掃除、外出支援、ごみ出し等） ②介護者支援の充実 ③住民主体の気軽に参加できる場の創出による孤立化防止 ④日常生活を支える住民主体の自主活動の充実 ⑤ライフサポートビジネスの立上げ支援 ⑥地域生活を支えるコミュニティ拠点としての商業集積、施設の誘導
柱6 医療	(1) 在宅で必要な医療を受けられる体制の整備	①在宅医療に係る社会資源の確保 ②退院後に円滑に在宅医療に繋げる相談支援窓口の強化 ③関係者間で情報を共有するための情報プラットフォーム [*] の整備 ④急変時に対応が可能な在宅療養者緊急一時病床など緊急対応サービスの確保 ⑤地域で看取りまで行える体制の整備
	(2) 多職種連携の一層の推進	①多職種連携のための学習、スキル向上の機会充実 ②地域ケア会議を通じた在宅医療・介護連携体制の強化
	(3) 区民への啓発、理解促進	①在宅療養、終末期医療、在宅での看取りについての区民啓発 ②かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進、身近な地域での健康相談機能の充実

柱7 相談、コーディネート機能及びケアマネジメントの質の向上	(1) 相談・コーディネート機能の充実	①すこやか福祉センター、相談支援専門機関である地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の機能強化と各関連機関との連携強化 ②子どもから高齢者まですべての区民のライフステージに応じた課題に対応する相談支援機能の充実 ③地域資源のコーディネート力の向上
	(2) 個々の区民への支援情報の共有化や支援レベルの適正化	①ケアマネジメントの質の向上 ②支援情報等の共有化
柱8 認知症対策	(1) 相談、医療・介護体制の充実	①認知症医療・介護体制の充実 ②認知症の相談体制の充実 ③認知症の人の在宅生活を支える地域密着型サービスの充実 ④多職種認知症対応力の向上 ⑤若年性認知症への取組みの強化
	(2) 早期の気づきと認知症にやさしい地域づくり	①早期の認知症への気づきと受診の啓発 ②介護予防事業における認知症予防の取組の強化 ③認知症に対する正しい理解の促進 ④認知症の人の在宅生活を可能にするサービスの拡充 ⑤認知症サポーター養成講座の実施等による地域対応力の向上 ⑥家族どうしの交流や認知症カフェの確保などによる介護者支援の充実

3 地域包括ケアシステムの目標とその実現に向けた取組み

区は、サービス基盤の整備など必要な事業を実施することにより質の高いサービス提供を確保するとともに、区民自らが取り組む「自助」、町会・自治会をはじめとする住民団体やボランティアの支えあい活動が担う「互助」、介護保険事業者や医療関係者などが制度やサービスにより担う「共助」、区が担う「公助」により負担し合い、中野区全体として地域包括ケアの充実が図られるよう、必要な条件整備や調整、連携した取組みの働きかけなどを行っていきます。

次の章では、地域包括ケアシステムの柱ごとの目標、評価指標及び区と区民、団体それぞれの具体的な取組みと3年後・10年後の目標を設定して、目標達成を目指します。

